

第132号議案

島根県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第2項各号に掲げる施策に要する経費に充てるため、島根県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(対象事業)

第2条 基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が行う森林の経営管理を推進するために実施する事業
- (2) 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件に適合する民間事業者を育成するために実施する事業

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の額とし、予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが

できる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。